

越前町告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成28年9月26日

越前町長 内藤 俊



次の区域を気比庄52字新庄に編入する。

大字	字	地番
気比庄	57字 三ツ屋	52の一部、53の一部、54、55の一部
	58字 浜	19の1の一部、26の一部、33の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部		

次の区域を気比庄57字三ツ屋に編入する。

大字	字	地番
気比庄	54字 堀田	23の2
	58字 浜	53の一部、55の一部、59の一部、60の一部、61の一部、64の1、64の

		2の一部、70の1の一部、70の3の一部、71の一部、72の一部、76の一部、77の2の一部、79の一部、81の一部、82、83、84の1、84の2、85の1、85の2、86から88まで、91
	60字 二ヶ	41の1の一部、41の2の一部、42、43の1、43の2、44の1、44の2、45の1、45の2、46の一部、48の1の一部、48の2の一部
天王	6字 向川原	16の1の一部、17の1の一部、18の1の一部、18の4、18の5の一部、21の1の一部、21の3の一部、22の1、22の3、22の4、23の1、23の3、24の1、24の3
宝泉寺	7字 向川原	18の1の一部、19の1の一部、20の1の一部、21の1の一部、22の1の一部、23の1の一部、23の3の一部、24の1の一部、26の1の一部、26の3の一部、27の一部、28の一部、
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部		

次の区域を気比庄58字浜に編入する。

大字	字	地番
気比庄	57字 三ツ屋	55の一部
	59字 鍋窪	28の1、28の3から28の6まで、29から32まで、33の3の一部、33の4の一部、35の4から35の6まで
	60字 二ヶ	46の一部、47、48の1の一部、48の2の一部、49から52まで、53の1

		の一部
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部		

次の区域を気比庄60字二ヶに編入する。

大字	字	地番
気比庄	59字 鍋窪	33の3の一部、33の4の一部、33の5
天王	6字 向川原	9の1、10の1、11の1、12の1、13、14の1、14の3、15の1、16の1の一部、17の1の一部
宝泉寺	7字 向川原	9の1、10の1、11の1、12の1、15の1、16の1、18の1の一部、18の3、19の1の一部、20の1の一部、20の3の一部
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部		

次の区域を天王6字向川原に編入する。

大字	字	地番
宝泉寺	7字 向川原	19の1の一部、20の1の一部、20の3の一部、21の1の一部、22の1の一部、22の3、23の1の一部、23の3の一部、24の1の一部、26の1の一部、26の3の一部、27の一部、28の一部